

国民年金種別変更について

国民年金制度では、国内に居住する20歳以上60歳未満までのすべての方に加入が義務付けられています。

国民年金の加入種別は次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともありますので、手続きは年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

◆国民年金の加入種別

・第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは総務課住民係で行います。

・第2号被保険者

会社や官公庁に勤める方等、厚生年金や共済組合に加入している方が対象となります。加入手続きは会社や官公庁が行います。

・第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

◆種別変更となるケース

・第1号被保険者となるケース

第2号被保険者の方が退職されると、第1号被保険者（第3号被保険者になる場合は除く）となります。

また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。

・第2号被保険者となるケース

第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると、第2号被保険者になります。

・第3号被保険者になるケース

会社等を退職して、厚生年金等に加入されている方の被扶養配偶者になる方等が第3号被保険者になります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎43-7211

2月7日は「北方領土の日」

北方領土の日は、北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために制定されました。

この日が2月7日と定められたのは、1855年（安政元年）に、江戸幕府とロシア（当時は帝政ロシア）との間で最初に国境の取り決めが行われた「日魯通好条約」が結ばれたのが2月7日であったことに由来しています。

北方領土返還要求運動の一環として、特別啓発期間中、下記の施設に署名コーナーを設けましたので、ぜひご協力ください。

■特別啓発期間

平成24年1月21日～平成24年2月20日

■署名コーナー設置施設

- ・役場本庁舎
- ・役場各支所
- ・道の駅 おびら鯨番屋



林業退職金共済制度(林退共)からのお知らせ

林業の仕事をしていたことはありませんか？

林退共制度に加入し、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。以前、林業の仕事をし、ご自身が林退共へ加入していたかわからない方についてもお調べいたします。

また、罹災された共済契約者及び被共済者の皆様に対し、各種手続（共済手帳の紛失、退職金の請求等）の必要が生じた場合は、できる限りの範囲において速やかに対応したいと考えていますので、最寄りの支部または本部へお問い合わせ、ご相談くださいますようお願いいたします。

◎問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6

退職金機構ビル

☎03-5400-4334 FAX03-3432-5868

🌐 <http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>